

社員等の処分について

この度、弊社の SL 運転士が乗務前のアルコール検査で基準値を超える数値が出たにもかかわらず、SL に乗務していた問題に対して懲戒処分を行いました。

運転士を停職 1 ヶ月とし、運転業務から外すとともに、関係した社員4名を減給処分、訓戒処分としました。

また、今後の検査体制を厳格化するため、アルコール検査を 3 人体制で行い、検査状況を映像で記録する最新の検査機器を導入するほか、運転の 12 時間前からの飲酒も禁止するなど再発防止に努めます。

真岡鐵道をご利用のお客様をはじめ関係機関の皆様には、多大なご迷惑とご心配をおかけしていますことを、心より深くお詫び申し上げますとともに、社員一同、一丸となって信頼回復に取り組んでまいります。

令和 6 年6月25 日

真岡鐵道株式会社